六、每月二回ノ定休日ニハ日給ノ半額ヲ支給ノコト
七、公休日臨時出勤ニ対シテハ日給ノ外半額ハ半額増支給スルコト
八、作業時間ヲ十時間トシ然ラサル場合ハ残業手当ヲ毎日支給スルコト
九、焼上部人員ヲ六名ニ限定シテ之ヲ従前ニ減少セサルコト
十、不当ナル会社ノ規則ヲ撤廃シ正確ナル規則ヲ掲示スルコト
十一、会社ノ従業員ニ対スル百般ノ方針施設ニ付テ従業員ノ代表者ノ意見ヲ参加セシメ双方協議ノ上決定スルモノトスルコト
十二、右条件ヲ契約書ニ作リ実ニ励行スルコト
十三、従業員ノ作業ニ対シテ勝手ニ出来ル者ハ解雇ニ干渉スルコト
八ノ件
其後新聞記者ニ上告スルモ元来警視廳往々何回ト之ニ
ノ調停ニヨリ十月廿八日妥協解決ス
十一日従業員ハ小林社長ノ招キ従来ノ誠意ヲ居慮スルコト

法人 協調會

二、他廉価製品ハ会社ニテ会社ニテ販売スルコト
三、入院料トシテ金五拾銭宛毎日支給スルコト
四、従業員ニ際シ定時間二十分前動力運転ヲ停止スルコト
五、(1) 争議中ノ日給ハ半額支給スルコト
(2) 犠牲者ヲ出サヽルコト

(ロ) プラトン文具株式会社
所在地 大阪市住吉区馬場町
使用者数 一〇〇名
争議人員 五〇名 総同盟大阪金属労働組合
原因経過
会社職工ニ於テハ十二名ハ既ニ労働組合ニ加入シ一般職工ヲ勧誘シテ以
テ労働組合ノ勢力拡大ヲ企図セシニ会社ハ之ヲ察知シ幹部ヲ

財團 法人 協調會